

The Third-party Warranty Report Climate Savers Program



独立した第三者保証報告書

佐川急便株式会社
代表取締役社長 平間 正一 殿

2009年6月5日

1. 保証の対象と目的

株式会社あらたサステナビリティ認証機構（以下、「当社」という。）は、佐川急便株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社と財団法人世界自然保護基金ジャパン（以下、「WWF」という。）との間で締結された「クライメート・セイバーズに係る覚書」（以下、「覚書」という。）に基づき、会社が算定した2008年度の二酸化炭素排出量、削減量及び目標の達成度に関して保証業務を行った。保証業務の目的は、SGホールディングス株式会社が作成した「CSRレポート2009」（以下、同レポートという）に記載されている会社の2008年度の二酸化炭素排出量、削減量及び目標の達成度を対象に、「覚書」並びに会社の方針及び基準を規準として、以下の点について独立の立場から結論を表明することである。

- 同レポートに記載されている会社の2008年度の二酸化炭素排出量、削減量及び目標の達成度（同レポートP37）が、「覚書」並びに会社の方針及び基準（同レポートP36,37）に従って、重要な点において収集、報告されていないと認められる事項がないかどうか。

同レポートに記載されている会社の2008年度の二酸化炭素排出量、削減量及び目標の達成度は、会社の責任のもとに作成されたものであり、当社の責任は独立の立場から結論を表明することにある。

2. 実施した保証手続の概要

当社は、「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務（ISAE3000）」（2003年12月改訂 国際会計士連盟）及び「環境報告書審査基準(案)」（2004年3月公表 環境省）に準拠して業務を行った。本業務はこれらの基準に基づき限定的な保証を提供するものである。また、本業務は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査ではなく、従って監査意見を表明するものではない。

保証業務において行った手続の概要は以下のとおりである。

- 会社の全般的状況及び2008年度の二酸化炭素排出量、削減量及び目標の達成度のマネジメントに関する本社における資料の閲覧、質問
- 同レポートに記載されている保証対象に関する、会社の方針及び基準の設定と運用の状況に関する本社及びサイトにおける質問
- 保証対象を測定、集計、報告する方法に関する本社及びサイトにおける資料の閲覧、質問
- 保証対象について本社及びサイトにおけるサンプリングしたデータと根拠資料の証憑突合、各根拠資料間の整合性の評価、分析的手続

- 選定した往査サイト

サイト名	主な機能
佐川急便株式会社 本社 東京本部 総務部環境推進課	本社機能
同 本社 東京本部 財務経理部経理課	東日本地区 担当

なお、手続を実施した会社の2008年度の二酸化炭素排出量、削減量及び目標の達成度に関する記載情報については、同レポートの該当箇所マーク を付した。

3. 結論

当社の結論は、以下のとおりである。

- 同レポートに記載されている会社の2008年度の二酸化炭素排出量、削減量及び目標の達成度が「覚書」並びに会社の方針及び基準に従って収集、報告されていないと認められる重要な事項は、当社が実施した手続の範囲では発見されなかった。

4. 独立性

会社と当社の間には、「環境報告書審査基準(案)」及び公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

株式会社あらたサステナビリティ認証機構



東京都港区芝浦四丁目2番8号
住友不動産三田ツインビル東館

代表取締役社長

山手章